

## 第4 用語の解説

### 1 世帯主

名目上の世帯主ではなく、一緒に住んでいて、かつ「家計上の主たる収入を得ている人」のことをいう。

### 2 世帯人員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚、住み込みの家事使用人、営業使用人なども含めた世帯員の人数をいう。家族であっても別居中の人、家計を別にしている間借人などは含めない。

### 3 世帯の種類

「二人以上の世帯」か「単身世帯」（世帯員が一人のみの世帯）かのいずれかにより分類しており、これらを合わせたものが「総世帯」である。

### 4 収入と支出

収入は、勤め先収入や事業・内職収入などの「実収入」、預貯金引出、クレジット購入などの「実収入以外の受取（繰入金を除く）」及び「前月からの繰入金」の三つに分類される。

支出は、いわゆる生活費である「消費支出」、税金、社会保険料などの「非消費支出」（「消費支出」と「非消費支出」を合わせて「実支出」という。）、預貯金預け入れ、借入金返済などの「実支出以外の支払（繰越金を除く）」及び「翌月への繰越金」の四つに分類される。

### 5 収支項目分類

家計における収支を分類するための分類体系をいう。令和6年全国家計構造調査の収支項目分類は、2025年1月改定の家計調査の分類を基に作成している。

消費支出については、「品目分類」と「用途分類」の二つの体系があるが、全国家計構造調査では品目分類を基本としている。ただし、交際費を別掲とし、用途分類による値を大分類（費目）で再現できるようにしている。

なお、大分類は以下のとおりである。

項目名	内容例示
食料	飲食に供される食品及びこれに伴うサービスに対する支出。 (例) 野菜、果物、飲料、外食など
住居	現住居、現住居以外の住宅及び宅地に関するもの並びにこれらに伴うサービスに対する支出。ただし、事業経費である貸家にかかる支出は除く。なお、住宅又は土地の購入、新築、増改築や住宅ローン返済は住居費には含めない。 (例) 家賃、給湯器やカーポートなどの設備材料、水道工事費や火災保険料などの工事その他のサービスなど
光熱・水道	住宅の照明、冷暖房など家事に用いるエネルギー及び上下水道料に対する支出。 (例) 電気代、ガス代、上下水道料

家具・家事用品	家具、家事に必要な財及びこれに伴うサービスに対する支出。 (例) 冷蔵庫やルームエアコンなどの家庭用耐久財、洗剤などの家庭用消耗品など
被服及び履物	被服、履物及びこれらに伴うサービスに対する支出。 (例) 和洋服、履物類、クリーニング代など
保健医療	健康の維持、疾病の治療、身体の矯正のために必要な財及びサービスへの支出。 (例) 医薬品、保健医療用品など
交通・通信	人の移動、物の運送、情報の伝達に必要な財及びサービスへの支出。 (例) バス代、ガソリンなどの自動車維持費、携帯利用料、郵便料など
教育	原則として、学校教育法に定める学校で受ける教育及びその学校の主要科目の補習に必要な財及びサービスへの支出。各種学校の費用は除く。 (例) PTA 会費、授業料、教科書・学習参考教材、補習教育など
教養娯楽	教養、娯楽、趣味などのために必要な財及びサービスへの支出。 (例) テレビなどの教養娯楽用耐久財、運動用具類などの教養娯楽用品、宿泊料などの教養娯楽サービスなど
その他の消費支出	消費支出のうち、大分類の食料から教養娯楽に分類されない財及びサービスへの支出。 (例) 理髪料などの理美容サービス、保育料、傘などの身の回り用品など

### 品目分類と用途分類

消費支出は、品目分類と用途分類の2体系に分類されている。品目分類は、世帯が購入した商品及びサービスを、同一商品は同一項目に分類する方法である。用途分類は、商品及びサービスを世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかによって大別し、世帯内で使う分については品目分類によって分類し、世帯外の人のために使う分のうち、贈答と接待に使う分は「交際費」として分類し、それ以外の方は世帯内で使う分と合わせて分類する方法である。

## 6 可処分所得

「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことをいう。

## 7 購入形態

世帯で購入した品目について、品目ごとにその支払い方法（「現金」、「クレジット、掛買い、月賦」、「電子マネー」等）を家計簿に記入する方法で調査した。

なお、集計上の「現金」には、支払方法で「現金」、「ポイント」、「商品券」、「デビットカード」、「口座間振込等」及び「自分の店の商品」とされたもののほか、自動引落としによる支払のうち「クレジット、掛買い、月賦」に該当しない支出を含めている。

また、二次元バーコード等による決済サービスを利用した場合は、支払った際に選択した購入形態に応じて分類している。

## 8 購入先

購入先は、世帯で購入した品目について、品目ごとにその購入先を家計簿（11月分のみ）に記入する方法で調査した。

購入先の分類基準は下表のとおりである。

	購 入 先	分 類 基 準
通信販売	1 通信販売 (インターネット)	インターネット上で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態（いわゆるネットショッピング）をいう。 また、ネットスーパーの宅配（ネット注文）、宅配ピザ（ネット注文）などもここに含める。
	2 通信販売 (その他)	「1 通信販売（インターネット）」以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で広告し、郵便、電話等で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態をいう。
店頭販売	3 一般小売店	次の「4 スーパー」～「8 ディスカウントストア・量販専門店」以外の小売店をいう。例えば、個人商店、ガソリンスタンド、書店、雑貨店、高級ブランドショップ、新聞小売店、チケットショップなどをいう。
	4 スーパー	食品、日用雑貨、衣類、電化製品など、各種の商品を、セルフサービスで販売する小売店をいう。
	5 コンビニエンスストア	食品を中心に、家事雑貨、雑誌など各種最寄り品を取りそろえ、セルフサービスで販売しており、店舗規模が小さく、24時間又は長時間営業を行う小売店をいう。
	6 百貨店	衣・食・住にわたる各種の商品を主に対面販売により販売しており、常時50人以上の従業員のいる小売店をいう。
	7 生協・購買	組合員の出資によってつくられている生活協同組合、農業協同組合や会社、官公庁が職員のために設けている購買部をいう。
その他	8 ディスカウントストア・量販専門店	店頭商品を原則的に全品値引きして安い価格を売り物としている小売店、家電や衣料品（ファストファッションを含む。）などの量販専門店、主に医薬品や化粧品を販売しているドラッグストア、均一価格で多様な商品を販売する小売店や格安チケットショップなどをいう。
	9 その他	上記以外の店、例えば、美容院、クリーニング店、問屋、市場、露店、行商、リサイクルショップなどをいう。 また、飲食店（レストラン、ファーストフード、居酒屋等）や自動販売機、電気料金や都市ガス料金などの支払もここに含める。

## 9 購入地域

購入地域は、世帯で購入した品目について、品目ごとに購入地域（「同じ市町村」、「他の市町村（県内）」、「他の市町村（県外）」）を家計簿（11月分のみ）に記入する方法で調査した。なお、預貯金の引出と預入、保険掛金、有価証券の購入や掛買い、月賦による代金の支払、通信販売での購入等については調査を行っていない。

## 10 名目増減率、実質増減率

実質増減率は、消費者物価変動を取り除いた増減率をいい、名目増減率は実際の集計結果を用いて算出した増減率をいう。

$$\text{実質増減率（\%）} = \{ (100 + \text{名目増減率（\%）}) \div (100 + \text{消費者物価指数の変化率（\%）}) - 1 \} \times 100$$

「結果の概要」において費目別の実質増減率を求める際に使用した消費者物価指数は以下のとおりである。

<系列>

消費支出、その他の消費支出（交際費を除く）、交際費 … 「持家の帰属家賃を除く総合」

住居 … 「持家の帰属家賃を除く住居」

上記以外の品目 … それぞれ該当する物価指数

<期間>

全国家計構造調査の実施年 10月・11月の2か月平均により算出